

【目的（第1条）】

1. 手話を言語として位置づけ
2. 手話と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の普及促進
3. 全ての市民が共に生きる地域社会の実現

【基本理念（第3条）】

1. 手話は独自の言語体系を有し、ろう者の日常生活や社会生活を営むための言語であることを認識する
2. コミュニケーション手段の選択と利用の促進は、障がいのある人とない人が互いに人格と個性を尊重する

【市の責務（第4条）】

- 手話が言語であることへの理解推進
- 手話等を使いやすい環境整備、利用促進施策の推進
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用するための合理的配慮

【市民の役割（第5条）】

- 基本理念に対する理解を深める
- 市が推進する施策に協力する

【事業者の役割（第6条）】

- 基本理念に対する理解を深める
- 市が推進する施策に協力する
- 障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める

① 手話の理解・普及について

- 手話の理解及び普及（7条）
- 手話を用いた情報発信、意思疎通支援（7条）
- 手話を学ぶ機会の確保（8条）
- 学校における手話の普及（9条）
- 手話通訳者、手話奉仕員等の確保及び養成等（10条）

② 多様なコミュニケーション支援について

- 要約筆記、点字、音訳、代読等の理解促進（7条）
- 障がい特性に応じた情報発信、意思疎通支援（7条）
- 学校における多様なコミュニケーション手段の普及（9条）
- 要約筆記者、朗読奉仕員、点訳者等のコミュニケーション支援者の確保及び養成等（10条）